

京都市上下水道局告示第 25 号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第 7 条第 1 項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第 10 条第 2 号の規定に基づき告示します。

令和 3 年 7 月 1 9 日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

- (1) 指定番号 3 8 5 号 業者コード 4 6 7 号
京都市南区東九条南石田町 7 4 - 2
エネテック京都株式会社
代表取締役 玉泉 久慶
- (2) 指定番号 3 6 0 号 業者コード 4 4 2 号
滋賀県大津市唐崎 1 - 1 - 7 3
ウチノ設備
内野 正博

2 廃止年月日

- (1) エネテック京都株式会社
令和 3 年 6 月 3 0 日
- (2) ウチノ設備
令和 3 年 7 月 1 日

(上下水道局水道部水道管路課)